茨木市立平田中学校　問題行動への対応チャート

大阪府教育委員会問題行動への対応チャートに基づき作成

ね ら い

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅠ　　レベルⅡ～Ⅴ

生徒指導推進委員会の開催　《週1回定例会、問題行動発生時臨時》

メンバー：管理職・生徒指導主事・子ども支援 co・学年生徒指導担当者・
支援 co・養護教諭・SC・SSW・生徒サポーター

➢必要に応じ、校長の判断で参加教師を加える

☆役割分担（生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）

☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校長より教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。

レベルⅠ

管理職、生徒指導主事に報告し、担当学年教師が、指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSW との連携

レベルⅡ

管理職・生徒主事を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員と共に、管理職・生徒指導主事がコーディネート・指導。保護者に再発防止の指導をお願いする。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携・相談して校内での指導を行うレベル

管理職、生徒指導主事が関係機関と連携・相談し学校で指導する。保護者に再発防止の指導をお願いする。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り学校応援サポートチームを派遣。警察等と連携し、指導を行うレベル

教育委員会と連携し、学校応援サポートチームとの連携、関係諸機関との連携を行い指導をする。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会の指導の下、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

学校応援サポートチームの支援を要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留 意 事 項

➢これらの事象が生起しないよう「未然防止」の観点を第一に考え指導を行う。成長を促す指導を推進していく。

➢生徒指導を進めるにあたり、生徒の家庭背景や状況に十分に配慮して指導を行う。

➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも関係諸機関に相談を図ることもある。

➢レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。

➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合は、適切に改善が行えるレベルで指導を行う。

➢生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、絶対に再発させないよう指導を行う。